

三浦市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定する情勢適応の原則に基づき、本市職員の給与について社会一般の情勢に適応するよう、本市常勤一般職職員の給与制度を見直すために改正を行うもの（令和5年8月7日付け人事院勧告対応）

2 改正の内容

人事院勧告に伴う若年層を中心とした給料表の改定、12月期に支給される期末勤勉手当の引上げを行うもの

【一般職員】（0.10月分増）

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5 現行	1.20	1.000	2.200	1.20	1.000	2.200	2.40	2.00	4.40
R5 改定	1.20	1.000	2.200	1.25	1.050	2.300	2.45	2.05	4.50
R6 以降	1.225	1.025	2.250	1.225	1.025	2.250	2.45	2.05	4.50

【定年前再任用短時間勤務職員等】（0.05月分増）

	6月期			12月期			年間		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
R5 現行	0.675	0.475	1.150	0.675	0.475	1.150	1.35	0.95	2.30
R5 改定	0.675	0.475	1.150	0.700	0.500	1.200	1.375	0.975	2.35
R6 以降	0.6875	0.4875	1.175	0.6875	0.4875	1.175	1.375	0.975	2.35

3 施行期日等

- (1) 給料表の改定部分及び令和5年度分の期末勤勉手当に関する部分は、公布の日から施行（給料表の改定部分は令和5年4月1日から適用し、期末勤勉手当の改定部分は令和5年12月1日から適用する。）
- (2) 令和6年度分の期末勤勉手当に関する部分は、令和6年4月1日から施行

4 経過措置

改正前の三浦市職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨を規定

三浦市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和5年8月7日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、本市特別職の期末手当についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。

【市長・副市長・教育長】（0.10月分増）

	6月期	12月期	年間
R5 現行	2.125	2.125	4.25
R5 改定	2.125	2.225	4.35
R6 以降	2.175	2.175	4.35

3 施行期日等

令和5年度分の期末手当に関する部分は公布の日から施行し、令和6年度分の期末手当に関する部分は令和6年4月1日から施行する。

また、令和5年度分の期末手当に関する部分は、令和5年12月1日から適用する。

三浦市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

令和5年8月7日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、病院事業管理者についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。(0.10月分増)

	6月期	12月期	年間
R5 現行	2.125	2.125	4.25
R5 改定	2.125	2.225	4.35
R6 以降	2.175	2.175	4.35

3 施行期日等

令和5年度分の期末手当に関する部分は公布の日から施行し、令和6年度分の期末手当に関する部分は令和6年4月1日から施行する。

また、令和5年度分の期末手当に関する部分は、令和5年12月1日から適用する。

三浦市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の 基本方針

1 提案の根拠・理由

令和5年8月7日付けの人事院勧告を受け、国家公務員の給与改定に伴い行う本市職員に対する措置に準じて、本市議会の議員についても同様の措置を講ずるため改正するもの

2 改正の内容

期末手当支給月数を下記のとおり引き上げる。(0.10月分増)

	6月期	12月期	年間
R5 現行	2.125	2.125	4.25
R5 改定	2.125	2.225	4.35
R6 以降	2.175	2.175	4.35

3 施行期日等

令和5年度分の期末手当に関する部分は公布の日から施行し、令和6年度分の期末手当に関する部分は令和6年4月1日から施行する。

また、令和5年度分の期末手当に関する部分は、令和5年12月1日から適用する。

三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 の基本方針

1 提案の根拠・理由

地方公務員法に規定される情勢適応の原則に基づき、本市会計年度任用職員の給与が社会一般の情勢に適応するよう、令和5年8月7日付けの人事院勧告に準じた措置を講ずることとし、本市会計年度任用職員の給与制度を見直すもの

また、国及び常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、会計年度任用職員についても、勤勉手当を支給する。

2 改正の内容

- (1) 民間給与との較差を埋めるため、三浦市職員の行政職給料表の改定に準じて、給料表の水準の引上げを行う。
- (2) 令和6年度から勤勉手当を支給する。

3 施行期日等

令和6年4月1日から施行する。ただし、給料表の改定部分は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

4 経過措置

改正前の三浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす旨を規定

5 関係条例の整備

- (1) 三浦市単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正を行う。単純な労務に雇用される会計年度任用職員にも勤勉手当を支給する旨を規定
- (2) 三浦市職員の育児休業等に関する条例の一部改正を行う。育児休業をしている会計年度任用職員にも勤勉手当を支給する旨を規定

三浦市水道事業及び公共下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

国の非常勤職員において勤勉手当が支給されていること及び会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年4月1日から全ての会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能になった。

これに伴い、国の職員及び本市の常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、本市の水道事業及び公共下水道事業の企業職員の会計年度任用職員についても、勤勉手当を支給する。

2 改正の内容

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、会計年度任用職員に係る適用除外規定を改める。

3 施行期日等

令和6年4月1日から施行する。

三浦市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の基本方針

1 提案の根拠・理由

国の非常勤職員において勤勉手当が支給されていること及び会計年度任用職員に対する期末手当の支給が定着したことを踏まえ、国の非常勤職員の取扱いとの均衡及び適正な処遇の確保の観点から、令和5年5月8日に公布された地方自治法の一部を改正する法律により、令和6年4月1日から全ての会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することが可能になった。

これに伴い、国の職員及び本市の常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、本市の病院事業の企業職員の会計年度任用職員についても、勤勉手当を支給する。

2 改正の内容

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、会計年度任用職員に係る適用除外規定を改める。

3 施行期日等

令和6年4月1日から施行する。